

高城ふれあいセンターの運営並びに使用に関する規程

【趣 旨】

第1条 この規程は、高城ふれあいセンターの適正な運営等に関し、必要な事項を定める。

【使用者】

第2条 ふれあいセンターの利用者は、高城地区在住する人で、個人、団体に關係なくいつでも使用できる。

【運営委員会】

第3条 1. 運営委員会の委員構成は、次のとおりとする。

*運営委員長 高城地区自治公民館協議会副会長

*運営委員 高城公民館長・高城地区社会福祉協議会長・上福田自治公民館長
妻の神自治公民館長・財産区代表・すぎなの会代表・ひまわり会代表
ちぎり絵教室代表・はなれ舞会代表・読み聞かせサークルたけのこ代表

2. 運営委員会は年度はじめ（4月）及び年度末（3月）に開催することとし、また、必要に応じて開催する。

3. 運営委員会は、必要に応じて管理人を置くことができる。

【使用申し込み】

第4条 ふれあいセンターを利用したい個人、団体は、高城公民館または管理人に「使用申し込み」をして、許可を受ける。

【施設の使用等】

第5条 使用後は、使用日誌に記入し、清掃を行うと共に水道、火の始末、戸締りなどの点検をして、事故発生防止に努める。

2. 設備及び備品等に破損が生じた場合は、速やかに運営委員長に届ける。

3. 不可抗力によって発生した損害以外については、利用者で賠償する。

【施設充実の協力】

第6条 設置目的に従い、地区内の利用は無料とし、地区外の利用については1回2,000円とする。

2. 地区住民を含む定例的に使用する各種教室・団体等については月額1,000円とする。

【その他】

第7条 その他、利用に関して議事が生じた場合は、都度運営委員会及び関係者で協議する。

《附則》 この規程は平成 7年 9月 8日から施行する。

平成11年 7月19日 一部改正

平成13年 2月17日 //

平成15年 4月30日 //

平成16年 5月13日 //

平成18年 5月27日 //

平成21年 6月 8日 //

平成23年 6月 7日 //

平成27年 5月15日 //